

様式

会 議 録

(1 / 4)

会 議 の 名 称	坂戸市特別職報酬等審議会（第1回）
開 催 日 時	令和5年8月2日（水） 午前10時00分 開会 ・ 10時50分 閉会
開 催 場 所	市役所 303・304会議室
議長（委員長・ 会長）の氏名	新井 勇
出席者（委員）の 氏名・出席者数	谷 久司、新井 勇、杉本 憲昭、水村 義篤、 池畑 勝一、齊藤 恵子、新井 和子、戸口 栄、 細野 一 9名
欠席者（委員）の 氏名・欠席者数	なし
事務局職員の 職・氏名	総務部長 市原 真一、総務部次長兼職員課長 三田 耕治、 職員課課長補佐 竹島 圭一、人事給与係長 小池 康一
会 議 次 第	1 任命書交付 2 開会 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 会議の公開について 6 審議会長の互選について 7 職務代理者の指定について 8 諮問書の交付 9 審議事項 （1）議会の議員の報酬額について （2）市長、副市長及び教育長の給料額について 10 閉会
配 付 資 料	・ 次第 ・ 審議会委員名簿 ・ 坂戸市特別職報酬等審議会条例 ・ 坂戸市特別職報酬等審議会に係る日程 ・ 坂戸市特別職報酬等審議会資料

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市 長	1 任命書交付 (代表・水村委員)
事務局	2 開会
市 長	3 市長あいさつ
委 員 事務局	4 自己紹介 自己紹介
市 長	5 会議の公開について、公開に決定 (傍聴者なし)
市 長 委 員	6 審議会長の互選について 新井勇委員に会長をお願いしたい旨の発言 全員異議なし。新井勇委員に会長決定。
会 長	会長あいさつ
会 長	7 職務代理の指定について 坂戸市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指定。 水村委員を指定。承諾。
事務局	8 諮問書の交付 市長から会長へ諮問書を渡す。
事務局	諮問書の写しを各委員へ配付 (諮問書の朗読)
事務局	審議会の日程等の説明 次回は、8月24日午前10時から開催し集中審議。 第3回は、9月27日午前10時から開催し、答申まで進める。
会 長	9 審議事項 (1) 議会の議員の報酬額について (2) 市長、副市長及び教育長の給料額について

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	(1) (2) を資料に従い、一括資料説明
委 員	(審議・質疑) 資料15ページの令和3年度地方債現在高の訂正について、数字を確認したい。
事務局	令和3年度の地方債現在高は、18,605,246が誤りで、正しくは28,605,246である。
委 員	資料14ページの人件費の歳出や市税に対する割合の順位は、少ない方から数えた順位という解釈でよいか。
事務局	割合については、少ない方から数えた順位である。
委 員	資料13ページの三役の給与減額措置状況について、減額を行っている市は令和に入ってから行っているが、選挙立候補時の公約によるものとの認識でよいか。
事務局	コロナ禍の中で、選挙立候補時の公約としたことや、在任中に減額を行ったものと考えられる。
委 員	市長・副市長・教育長・議員の報酬額が変更となる場合、答申後にすぐに変更となるのか、来年4月1日の適用となるのか。
事務局	通常、審議会の答申後、翌年度4月1日の適用となる。
委 員	前回の審議会では、報酬額は現状維持との結果となったが、今回も現状維持という結論はあり得るのか。
事務局	答申として現状維持ということはある。
委 員	まず、市長も坂戸市の議員報酬は安いと言うが決して安くはないと思う。質問だが、坂戸市の議員で議員以外に他の仕事をしている人の比率は分かるか。
事務局	比率については、調査の上、次回の審議会の際に回答する。
事務局	補足だが、市長は議員報酬について、埼玉県内の市の平均額と比較して低いということをお話していた。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	議員以外の仕事をしていた場合、その収入額に上限を設けるような規定はあるのか。
事務局	調査の上、次回の審議会の際に回答する。
会 長	10 閉会